

## 座間市環境基本計画改定業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 趣旨

令和5年度から運用を開始する次期座間市環境基本計画改定業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 件名

座間市環境基本計画改定業務委託

#### (2) 目的

本業務は、座間市環境基本計画の改定に向け、座間市の環境の現状及び環境行政を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、新たな施策を立案していくため、市の環境に関する現状と課題の把握、現行計画の評価等、必要なデータの収集分析を行ったうえで、次期環境基本計画の理念、目標、施策等を検討し、持続可能な開発目標（SDGs）や国の第5次環境基本計画等の方針及び新型コロナウイルス感染症の影響等社会情勢の変化などを踏まえ、改定計画をとりまとめるものである。

#### (3) 契約期間

令和3年5月10日から令和5年3月31日まで（予定）

#### (4) 業務内容

「座間市環境基本計画改定業務委託仕様書」のとおり

### 3 予算予定額（消費税及び地方消費税含む。）

令和3年度 3,641,000円

令和4年度 5,467,000円

当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務を行わない。

なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

### 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和3・4年度座間市入札参加者名簿に営業種目「建設環境」で登録されている者であること。
- (2) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力、体制を有していること。
- (3) 環境基本計画策定若しくは改定業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (4) 公共機関を利用し、概ね1時間30分以内に座間市に到着できる場所に本社又は支社を有すること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (7) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (8) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (10) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

## 6 参加表明手続

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

### (2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市環境経済部環境政策課

### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

### (4) 提出期間

令和3年3月22日（月）午後5時15分まで（必着）

（持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。）

### (5) 参加資格要件の確認結果

令和3年3月26日（金）までに参加資格確認結果通知書を発送する。

## 7 提案書等の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類 各 8 部（カを除く。）

ア 業務実績書（A 4、任意様式）

業務名、実施年度、自治体名、業務内容等を記載すること。

イ 実施体制（A 4、任意様式）

業務責任者、担当者、役割、経歴等を記載すること。

ウ 見積書（A 4、任意様式）

令和 3 年度及び令和 4 年度の見積金額だけでなく、内訳についても記載すること。

エ スケジュール（A 4、任意様式）

令和 3 年度及び令和 4 年度における「業務実施フロー」、「スケジュール」、「市と受託者の役割分担」を記載すること。

オ 提案書（A 4、任意様式、20 ページ以内）

法人名等が分からないようにすること。

また、仕様書を補完する内容等技術的な提案があれば併せて記載すること。

カ 提案書表紙 1 部（第 3 号様式）

(2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市環境経済部環境政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期間

参加資格確認結果通知書の到達日から令和 3 年 4 月 2 日（金）午後 5 時 15 分まで（持参の場合は、市役所の閉庁日を除く）

8 提案書等に関する質問と回答

提案書等の作成に当たっての質問を電子メールにより受け付ける。電子メールの送信後、電話でその旨を連絡すること。

(1) 受付期間

令和 3 年 3 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

(2) 提出先メールアドレス

kanky@city.zama.kanagawa.jp

(3) 回答方法

令和 3 年 3 月 30 日（火）までに質問内容及び回答を、市ホームページに掲載する。

(4) 連絡先

座間市環境経済部環境政策課 電話 046-252-7675（直通）

## 9 評価及び結果通知

### (1) 参加資格の審査及び提案書等の確認

座間市環境経済部環境政策課が行う。

### (2) 提案書等の評価

環境基本計画改定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり審査を行う。

#### ア 一次審査

評価基準のうち基本事項について評価を行い、二次審査の対象とする上位3者を選定する。

なお、配点の合計が10点以下である者、または評価基準に「評価対象外」が一つでもある場合は、二次審査の対象としないものとする。

#### イ 二次審査

一次審査を通過した参加者による提案書等についてのプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき審査を行う。

二次審査においては、基本事項及び提案書等評価事項の両方を評価し、委員長及び全委員の配点を合計し、最高点を取得した1提案者を受託候補者として選定する。

#### (ア) 実施予定日

令和3年4月16日（金） 時間は別途通知する

#### (イ) 実施場所

座間市庁舎内 場所は別途通知する

#### (ウ) 実施時間

40分（予定） [目安：準備5分、説明20分、質疑応答15分]

#### (エ) 出席者

5名以内。業務責任者及び担当者は、必ず出席すること。

(3) 評価基準

【基本事項】

| 評価項目   | 評価の視点                                       | 配点 | 評価基準 |             |
|--------|---|----|------|-------------|
| 実績     | 同種又は類似業務に十分な実績があるか。                         | 5点 | 5点   | 十分な実績がある    |
|        |   |    | 3点   | 実績がある       |
|        |   |    | 0点   | 評価対象外       |
| 体制     | 業務の進行に十分な人員体制がとられており、業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか。 | 5点 | 5点   | 十分な体制、経験がある |
|        |   |    | 3点   | 体制、経験がある    |
|        |   |    | 0点   | 評価対象外       |
| 見積書    | 見積書の内容と金額（単価×数量）が適正か。                       | 5点 | 5点   | 非常に適正である    |
|        |   |    | 3点   | 適正である       |
|        |   |    | 0点   | 評価対象外       |
| スケジュール | 実行可能なスケジュールが計画され、且つ業務の進捗が滞った際の対応が示されているか。   | 5点 | 5点   | 優れている       |
|        |   |    | 3点   | 普通          |
|        |   |    | 0点   | 評価対象外       |

【提案書等評価事項】

| 評価項目       | 評価の視点  | 配点  | 評価基準 |          |
|------------|--|-----|------|----------|
| 業務目的等の理解度  | 当該業務の目的、背景及び委託内容を的確に把握・理解し、市の方針に沿う提案内容となっているか。 | 20点 | 20点  | 非常に優れている |
|            |  |     | 15点  | 優れている    |
|            |  |     | 10点  | 良い       |
|            |  |     | 5点   | 普通       |
|            |  |     | 0点   | 評価対象外    |
| 業務実施方針の妥当性 | 業務内容を理解した上で、効果的な手法等により実施可能な業務実施方針が提案されているか。    | 20点 | 20点  | 非常に優れている |
|            |  |     | 15点  | 優れている    |
|            |  |     | 10点  | 良い       |
|            |  |     | 5点   | 普通       |
|            |  |     | 0点   | 評価対象外    |
| 実現性        | 提案内容の実現性に説得力はあるか。                              | 20点 | 20点  | 非常に優れている |
|            |  |     | 15点  | 優れている    |
|            |  |     | 10点  | 良い       |
|            |  |     | 5点   | 普通       |
|            |  |     | 0点   | 評価対象外    |
| 取組意欲       | 当該業務に対して企業・担当者の意欲があるか。                         | 20点 | 20点  | 非常に優れている |
|            |  |     | 15点  | 優れている    |
|            |  |     | 10点  | 良い       |
|            |  |     | 5点   | 普通       |
|            |  |     | 0点   | 評価対象外    |

#### (4) 評価における留意事項

- ア 二次審査で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、選定委員会で再評価を行う。  
再評価で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定する。
- イ 二次審査の参加者が1者であっても審査を行う。  
審査の結果、提案された内容が実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断した場合、その1者を受託候補者とする。

#### (5) 結果通知

- ア 一次審査  
令和3年4月9日（金）までに参加者に一次審査結果通知書を発送する。  
なお、一次審査を省略した場合は、二次審査開催通知書を発送する。
- イ 二次審査  
令和3年4月23日（金）頃までに参加者に提案書等評価結果通知書を発送する。また、市ホームページにおいて選定結果を公表する。
- ウ 評価の経緯及びその内容に関して問い合わせには応じないものとする。  
また、評価結果に対する意義申し立ては一切認めない。

#### 1 0 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できない。また、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

#### 1 1 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案は1者1提案までとし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。

## 1 2 スケジュール

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 募集告知開始        | 令和3年3月15日（月）から        |
| 参加表明手続締切      | 令和3年3月22日（月）午後5時15分まで |
| 参加資格確認結果通知書発送 | 令和3年3月26日（金）まで        |
| 質問締切          | 令和3年3月26日（金）午後5時15分まで |
| 質問回答          | 令和3年3月30日（火）まで        |
| 提案書等提出締切      | 令和3年4月2日（金）午後5時15分まで  |
| 一次審査結果通知書発送   | 令和3年4月9日（金）まで         |
| 二次審査          | 令和3年4月16日（金）予定        |
| 提案書等評価結果通知書発送 | 令和3年4月23日（金）頃までに通知予定  |
| 契約事務手続        | 令和3年5月中旬を予定           |

## 1 3 問合せ先

座間市環境経済部環境政策課環境政策係

電 話 046-252-7675（直通）

FAX 046-257-7743

メール kankyou@city.zama.kanagawa.jp